

コロナ危機下の介護保険問題

～保険あって介護なしの現状を打開するために～

上がり続ける介護保険料

介護保険は3年間の事業計画によって運営されています。制度開始から22年目を迎える4月からは第8期の事業計画になります。

表1のように、65歳以上の高齢者が負担する第一号保険料は毎回上がり続けています。第8期の全国平均は月額6千円となる見通しです。

介護保険料は、8割の方

が年金天引きで強制的に徴収されていますので、国保料や国民年金保険料などのように滞納という形は出ません。しかし年金額が月

1万5千円を下回る人などは納付ですが、コロナ禍でもあり滞納者が急増しています。ペナルティとして介護の給付制限を受けている人は約1万人、財産を差し押さえされている人は約

(表1) 65歳以上の介護保険料の全国平均月額

2000～2002年度 (第1期)	2,911円
2003～2005年度 (第2期)	3,293円
2006～2008年度 (第3期)	4,090円
2009～2011年度 (第4期)	4,160円
2012～2014年度 (第5期)	4,972円
2015～2017年度 (第6期)	5,514円
2018～2020年度 (第7期)	5,869円
2021～2023年度 (第8期)	(6,000円)

(表2) 介護職員の平均時給と最低賃金

	2005年	2010年	2015年	2019年
ホームヘルパー時給	1,329円	1,308円	1,385円	1,447円
福祉施設介護職員時給	986円	986円	1,057円	1,140円
最低賃金	668円	730円	798円	901円

1万6千人です。

しかも、高い保険料を払いながら、受けられるサービスは不足しています。その一番の事例が、特養ホームの不足による膨大な待機者です。現行の介護保険制度のもと、低所得の要介護者が最後まで住み続けられず、施設は特養ホームしかありません。ところが自公政権は、社会保障費を抑制するため、特養ホームの増設に背を向け続けています。

介護人材の深刻な不足

このように介護保険は、年金天引きで保険料を徴収されますが、介護が必要にな

った時に十分なサービスが受けられない「保険あって介護なし」です。

現在、介護制度の存在を脅かす重大問題となつてい

表2をご覧ください。安すぎると言われている最低賃金の伸びよりも、介護従事者の賃金は伸びていないというのが実態です。

トした当初、政府は介護職を「成長産業の花形職」というように喧伝しました。ところが実際には、介護従事者の厳しい労働環境や劣悪な処遇は放置され、現場では若い職員の離職や、志望者の減少が続き、深刻な人手不足が起こっています。

多くの介護事業所は、職員確保のためにも処遇改善したいという思いを持っています。経営難でそれができません。歴代政権が行ってきた社会保障費削減路線の一環の介護報酬の削減・抑制が原因です。

現在、ホームヘルパーの年齢構成は60歳以上が4割を占め、80歳代のヘルパーが現場の重要な戦力となっています。それに対し20歳代のヘルパーは全体の4%しかいません。こうした事態を招いた最大の要因は、介護従事者の過酷な労働環境と処遇です。平均給与は全産業平均よりも月十数万円も低い状態が長らく続いてきました。

日本共産党は、介護保険の国庫負担割合(現行、在宅25%、施設20%)を将来的に50%に引き上げ、高齢者も現役世代も安心できる介護制度に変えるために取り組んでいます。